

2025年3月24日

各 位

会 社 名 KOZO ホールディングス株式会社 代表 者 名 代表 取締役社長 森下 將典 (コード番号:9973 STANDARD) 問合せ 先 取締役経営企画室室長 毛利 謙久 (TEL. 03-4586-1122)

第三者割当による行使価額修正条項付第 15 回新株予約権及び第 16 回新株予約権 並びに無担保社債(私募債)の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 3 月 24 日開催の取締役会において、マッコーリー・バンク・リミテッド(以下「割当予定先」といいます。)を割当先とする第三者割当の方法による第 15 回及び第 16 回新株予約権(以下、それぞれ「第 15 回新株予約権」及び「第 16 回新株予約権」といい、個別に又は総称して、「本新株予約権」といいます。)並びに第 2 回無担保社債(私募債)(以下「本社債」といいます。)の発行を行うことを決議致しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<本新株予約権>

(1)	割当日	2025年4月9日
		598,000 個
(2)	発行新株予約権数	第 15 回新株予約権 548,000 個
		第 16 回新株予約権 50,000 個
(3)	発行価額	総額 5,930,000 円(第 15 回新株予約権 1 個当たり 10 円、第 16 回新株予約権 1
(3)	光17個領	個当たり9円)
		59,800,000株(本新株予約権1個につき100株)
		第 15 回新株予約権 54,800,000 株
	当該発行による 潜在株式数	第 16 回新株予約権 5,000,000 株
		本新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記
(4)		載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありませ
		h_{\circ}
		本新株予約権に係る下限行使価額は9円(以下「下限行使価額」といいます。)
		ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数(新株予約権
		の目的となる株式の総数)は 59,800,000 株です。
		1,115,610,000 円(発行諸費用:4,700,000 円、差引手取概算額:
		1, 110, 910, 000 円)
(5)	調達資金の額	(注)
		(内訳)新株予約権発行による調達額:5,930,000円
		新株予約権行使による調達額:1,109,680,000 円

(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は第15回新株予約権は16.6円、第16回新株予約権は40円です。第15回新株予約権の行使価額は、第15回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(以下、回個別に又は総称して「第15回修正日」といいます。)以降、各第15回修正日の前取引日(以下に定義します。)の東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。第16回新株予約権の行使価額は当初固定ですが、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正条項の適用を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を第16回新株予約権の新株予約権者(以下「第16回新株予約権者」といいます。)に通知するものとし、当該通知が行われた日の10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日から本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各第16回修正日(以下に定義します。)の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に修正がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。なお、修正条項適用後の第6回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日を「第16回修正日」といい、第15回修正日と第16回修正日を総称して「修正日」といいます。)第15回新株予約権及び第16回新株予約権の行使価額は、ともに9円を下回らないこととします。(以下「下限行使価額」といいます。)。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含みます。)には、当該日は「取引日」にあたらないものとします。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整される
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8)	割当予定先	マッコーリー・バンク・リミテッド
(9)	権利行使期間	2025年4月10日~2028年4月10日
(10)	その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件として、本新株予約権に関する買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結する予定です。本買取契約において、以下の内容が定められる予定です。詳細は、下記「2.募集の目的及び理由 (2)資金調達方法の概要及び選択理由①資金調達方法の概要(本スキームの商品性)」に記載しております。・当社による本新株予約権の取得に係る請求本買取契約において、当社が発行した社債を割当予定先又はその関連会社が保有する期間を除き、会社法上の規定に従い、当社取締役会の決議により、残存する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができるものとされています。・割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求割当予定先は一定期間の当社普通株式の出来高加重平均価格が本買取契約で定める水準を下回った場合、又は一定期間の当社普通株式の平均日時売買代金額が本買取契約で定める水準を下回った場合等には、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該時点で残存する本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として15取引日以内に当該本新株予約権を取得することとされていま

す。

また、当社は上記(9)に記載する権利行使期間の末日に、当該時点で残存する本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権の全部を取得いたします。

本新株予約権の譲渡制限

割当予定先は、本買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、割当予定先とその関連会社間で譲渡する場合を除き、当社取締役会の承認を要します。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額(16.6 円)で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の復調など、景気は緩やかな回復基調で推移する中で、不安定な国際情勢や円安の長期化等の影響による物価の上昇が生じており、先行き不透明な景気動向が続いております。当社が属する中食・外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束以降、インバウンド需要の高まりと共に来店客数が回復しておりますが、物価上昇を背景とした消費マインドの減退や労働者不足が解消していない問題も含め、依然として厳しい状況が続いております。物価上昇の側面においては、円安による輸入食材の価格高騰、2023年、2024年の記録的な猛暑による米や生鮮食品の価格高騰は、当社グループの購買に大きな影響を与えております。

このような環境下において、当社グループは「小売事業」「飲食事業」「流通事業」の3軸の事業の収益改善、海外事業の拡大を軸とした中期経営計画を推進し、当社グループの基本方針である「多様な食を、多様な形で、多様な顧客へ」のもと、食と顧客を繋ぐ「トータル・フード・プロバイダー」として、各事業セグメントの取組みを進める一方で、各事業セグメント間のクロスオーバーによる新たな事業の創出、既存事業の収益改善への取組みを進めております。

現時点における当社グループの取組は下記となります。

[小売事業]

当セグメントの中核事業会社である株式会社小僧寿し(以下「小僧寿し」といいます。)において、持ち帰り寿し店「小僧寿し」の収益改善に向けて、収益性の減退する店舗の撤退、及び、地方圏におけるドミナント出店を事業戦略の骨子としております。この事業戦略に基づき、2024年10月4日付「当社連結子会社による事業譲受に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2024年11月1日付で、「兵庫県」「徳島県」「香川県」において直営する18店舗のFC事業を譲受け、直営化を致しました。これにより、西日本エリアの直営店との仕入・流通網を形成し、コスト効率の高い事業体制の構築を図ります。また、同社の更なる収益改善を目指し、直営店95店舗のうち、不採算となっていた12店舗の撤退を決定いたしました。これにより、当連結会計年度からの大幅な収益改善、2025年度の黒字化を目指します。

[飲食事業]

当セグメントの中核事業会社であるアスラポート株式会社(以下「アスラポート」といいます。)においては、来店客数の回復に伴う堅調な事業推進のもと、鶏料理の居酒屋が業態「とり鉄」、本格四川中華料理を提供する「陳麻家」の新店出店により、収益拡大へ向けた取組みを進めております。また、メキシカン・ファストフードの「TacoBell」を運営する株式会社 TBJ(以下「TBJ」といいます。)においては、「中目黒」「有明」「幕張」といった首都圏近郊に集中して新店出店を実施し、運営店舗数を拡大するとともに、同ブランドの主要顧客層に認知度の高いインフルエンサーや YouTuber とのコラボレーションの実施により、ターゲット層へのブランド認知、ファンの獲得へ向けたマーケティング活動を強化しております。

[流通事業]

流通事業の中核事業会社である東洋商事株式会社(以下「東洋商事」といいます。)においては、同社が行う食材の卸売事業の強化の一環として、新たに一般貨物自動車運送業の認可を取得し、また配送車の増車も同時並行に実施することで、当社グループの物流インフラとしての機能強化を図っております。一方、フード・デリバリーサービスを展開する株式会社デリズ(以下「デリズ」といいます。)においては、フード・デリバリー業界の競争激化に伴い、収益性の減退した不採算店舗11店舗(一部の休業店を含む)の撤退を決定いたしました。これにより、当連結会計年度からの大幅な収益改善を図ります。

[海外事業の拡充]

飲食事業セグメントの中核事業会社であるアスラポートにおいて、2024年5月に、北米圏にイートイン型の飲食店・持ち帰り寿し店を8店舗展開する SUSHI BOY, INC. を子会社とする、ASRAPPORT DINING USA, INC. を連結子会社といたしました。また、2024年6月には、英国の日本食品会社である Japan Centre Group Limited (以下「Japan Centre」といいます。)及び当社グループの英国における事業展開を企図して設立された英国法人 Kozosushi UK Limited (以下「Kozosushi UK」といいます。)との間で、3社間の資本業務提携を締結し、両社を持分法適用関連会社といたしました。Japan Centre においては、1976年の設立以来、英国における「小売事業」「飲食事業」を介した「日本の食と文化の発信源」として、スーパーマーケット「JAPAN CENTRE」、日本食の飲食・物販・デモンストレーション・プロモーションが一体となった日本食ホール「Ichiba」、ロンドンのヘドン・ストリートに出店するラーメン Bar「ラーメン横丁」など、多角的に事業を展開しております。当社グループは、Japan Centre との協業を主体として、当社グループの小売・飲食事業のブランド展開や、日本食材の輸入、海外において販売する商品の企画・販売・製造の協業などによる、新たな事業展開を企図するなど、欧米における事業領域の拡大へ向けて推進しております。

[持株会社化による組織再編]

上記までに記載する事業の取組みを進める一方で、「小売事業」「飲食事業」「流通事業」の3事業セグメント及び海外事業、18の事業ブランドを展開する、当社グループの事業ポートフォリオの最適な運営体制を構築するため、2024年7月1日付で、当社は「KOZOホールディングス株式会社」(以下「KOZOHD」といいます。)へと商号変更を行い、持株会社へと移行いたしました。この持株会社化に伴い、KOZOHDにおいては、事業領域が拡大する当社グループの中枢機能として、

- ① KOZOHDによる本部機能の統合を図り、グループ各社の事業生産性と本部コスト最適化を図る。
- ② 持続可能な社会の実現にむけて、SDGsへの積極的な取組みを進め、社会・経済発展のバランスを保 ち、次代へ向けた成長を続ける。
- ③ 事業価値並びに株式価値を高めると共に、株主還元策を重要な指針とする。

といった上記の方針を掲げ、この取り組みを進めております。

上記の事業推進による取組み、及び、2023年5月付で連結子会社とした東洋商事等の流通事業の拡充、並びに、2024年6月付で連結子会社とした海外事業のSUSHI BOY, INC. の収益連結の影響により、当連結会計年度における売上高は、181億9百万円(前期比38.7%増加)となりました。

営業利益及び経常利益に関しましては、各事業セグメントの概況を含めて、下記に記載を致します。

① 小売事業セグメント

小売事業は、小僧寿し及び株式会社だいまる(以下「だいまる」といいます。)によって構成されており、「小僧寿し」等の持ち帰り寿し店の出店店舗数は、152店舗(直営店92店舗、FC店60店舗)(前年同期は直営店74店舗、FC店89店舗)、だいまるにおいては、スーパーマーケット「だいまるストアー」を1店舗(同前年同期)展開しており、小売事業の店舗数は153店舗(前年同期比9店舗減少)となりました。

同事業セグメントの中核事業会社である小僧寿しにおいては、店舗収益性の改善、並びに、2024年11月に18店舗のFC店を直営化した影響に伴い、前年同期と比較して売上高が増加しております。一方で、人材不足に伴う採用コストの増加、主力仕入商材である米及び海産物の高騰による仕入価格の増加、不採算

店舗の閉鎖に時間を要したことなどに起因して収益を圧迫したことから、小売事業のセグメント損失は2億6百万円(前年同期は1億56百万円のセグメント損失)となりました。

② 飲食事業セグメント

飲食事業は、アスラポート及び4社の海外事業会社、TBJ、株式会社スパイシークリエイトにおいて、外食・居酒屋業態のチェーン展開を行っております。(直営店 26店舗、FC店 239店舗)(前年同期は直営店 35店舗、FC店 270店舗)また、北米においてイートイン型の飲食店・持ち帰り寿し店を展開する SUSHI BOY, INC. が8店舗、欧州において、ラーメン店等の飲食店を展開する ASRAPPORT FRANCE 等において 2店舗を展開しております。(海外 10店舗)

アスラポートにおきましては、新型コロナウイルス感染症の収束以降、インバウンド需要や消費活動の活発化を背景とした来店客数の増加により、売上高は堅調に推移をいたしました。一方で、「TacoBell」を運営する TBJ におきましては、当連結会計年度に計画を行いました「TacoBell」の新規出店 3 店舗を実施致しましたが、長期に渡る円安の影響に伴う輸入食材の仕入コストが増加しております。

これらの影響に伴い、飲食事業のセグメント損失は 87 百万円(前年同期は4百万円のセグメント利益) となりました。

③ 流通事業セグメント

流通事業は、業務用食材の卸売事業を主業とする東洋商事、和惣菜の製造販売を主業とするモリヨシ、フード・デリバリー店「DELIS」を運営するデリズによって構成されております。(総拠点数 91 店舗)(前年同期は 90 拠点)

東洋商事におきましては、消費活動の活発化を背景とした飲食店の来店客数の増加に伴い、飲食店への 卸売食材の販売が増加し、売上高は堅調に推移しております。一方で、モリヨシ及びデリズにおきまして は、原材料価格の高騰の影響、並びに、フード・デリバリー事業の競争激化に伴う不採算店舗の損失が拡大 しております。

これらの影響が生じたことから、流通事業のセグメント損失は、1億 33 百万円(前年同期は 85 百万円のセグメント損失)となりました。

④ 海外事業

当社グループの海外事業は、飲食事業セグメントの中核事業会社であるアスラポートを主体として、欧米に合計 15 店舗(内、5店舗がハワイ州における持ち帰り寿し店)の飲食店を展開しております。また、2024年6月には、英国の日本食品会社である Japan Centre 及び当社グループの英国における事業展開を企図して設立された英国法人 Kozosushi UK との間で資本業務提携を締結し、持分法適用関連会社とするなど、年々事業領域を拡大しております。同海外事業におきましては、SUSHI BOY, INC. が北米において展開する飲食店が堅調に推移する一方で、欧州において展開する飲食店 2店舗においては、未だ収益改善の途上にあり、当連結会計年度の同事業は損失を計上しております。

⑤ 本部(KOZOホールディングス株式会社)

2024年7月1日付にて、当社はKOZOホールディングス株式会社(KOZOHD)へと商号を変更し、 持株会社体制へと移行を致しました。当該、持株会社体制への移行に伴う手続き費用の発生、及び、持株会 社体制への移行記念優待の実施等によるコストが当連結会計年度において発生しております。

上記の結果、当連結会計年度の営業損失は4億27百万円(前年同期は2億37百万円の営業損失)となりました。また、営業外費用として、持分法関連会社に対する金銭債権の回収可能性を鑑み一部債権の引当金として5百万円を計上した点、海外事業会社に対する金銭債権において為替差損を9百万円計上した点、2024年度内に実施したファイナンス関連の支払手数料を8百万円計上した点などが影響したため、経常損失は4億59百万円(前年同期は2億13百万円の経常損失)となりました。

当連結会計年度の業績を踏まえ、各事業会社において回収可能性が低下した資産の有形減損損失の計上、 及び、不採算店の閉鎖決定に伴う店舗閉鎖損失引当金の計上等を特別損失として計上しております。各事 業セグメント単位の特別損失計上額は下記となります。

① 小売事業

有形減損損失 5百万円 店舗閉鎖損失引当金 26百万円

② 飲食事業 (海外事業を含む)

有形減損損失 73 百万円 店舗閉鎖損失引当金 13 百万円

③ 流通事業

有形減損損失 92 百万円 店舗閉鎖損失引当金 23 百万円 その他特別損失 8 百万円

④ 本部(KOZOHD)

その他特別損失 20 百万円

上記に記載する特別損失2億62百万円を特別損失として計上したことから、親会社株主に帰属する当期 純損失は7億82百万円(前年同期は3億38百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

・財政状態の概況

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末からの3億69百万円増加し、60億円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末より 91 百万円増加し、34 億 92 百万円となりました。これは主に、現金及び 預金が 1 億 27 百万円、売掛債権が 1 億 29 百万円増加した一方で、短期貸付金その他の債権が 1 億 88 百万円減 少したことなどによるものです。

固定資産は、前連結会計年度末より2億77百万円増加し、25億7百万円となりました。これは主に、海外事業会社の株式取得に伴いのれんが2億60百万円増加したことによるものです。

流動負債は、前連結会計年度末より、4億15百万円増加し、39億88百万円となりました。これは主に、仕入価格の増加により、支払手形及び買掛金が1億84百万円、未払金が1億86百万円増加したことなどによるものです。

固定負債は、前連結会計年度より、1億16百万円増加し、18億82百万円となりました。これは主に、新規出店等に伴い店舗の将来解体費用を見積ったことによる長期資産除去債務が1億95百万円増加したことによるものです。

当連結会計年度末における純資産の残高は、前連結会計年度末より1億62百万円減少し、1億29百万円となりました。

当社は、下記「(1)資金調達をしようとする理由」に記載の通りの目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、「(2)資金調達方法の概要及び選択理由」に記載した資金調達方法(以下「本スキーム」といいます。)が、事業収益の改善に早期に着手を行う必要がある、現在の当社の資金ニーズを満たす最善な資金調達手法であると考えたため、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。

(1) 資金調達をしようとする理由

当社グループは、2023 年 12 月期をスタートする中期経営計画(2023 年 12 月期 - 2025 年 12 月期)の展望に沿い、主力事業セグメントである「小売事業」「飲食事業」「流通事業」の 3 軸の事業収益の改善、積極的な投資の実施による国内飲食店の開発、及び、海外事業の拡大を進めて参りました結果、2024 年 12 月期において、過去 10 年の中においても最も高い、売上高 181 億円を計上致しました。売上高の増加と共に事業スケールが拡大する一方で、不安定な国際情勢や円安の長期化、海産物・生鮮食品の物価上昇に伴う影響が事業全体に生じたことから、当連結会計年度におきましては、4 億 27 百万円の営業損失、4 億 59 百万円の経常損失、7 億 82 百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上致しました。

当社グループを取り巻く外部環境が厳しさを増す中で、経営・事業・財務の戦略の集中化と精錬された本部機能の構築を目的として、2024年7月より、当社はホールディングス・カンパニーへと移行を致しま

した。当該体制変更に伴う機能の集中化及び経営執行体制の確立を 2024 年度内に完了したことにより、2025 年 12 月期の営業利益、及び、経常利益における黒字転換、及び、2025 年 12 月を基点とし、3 年間を見据えた中期の事業成長戦略を構築する体制を整え、その戦略の一環として、採算・不採算事業の選択と集中を行う事で、20 店舗超の不採算店舗の撤退を決定しております。

上記に加え、2025 年 12 月期におきましては、現時点において当社グループの不採算事業部門である、①小売事業、②飲食事業(海外事業及び国内事業ブランドにおいては「TacoBell」ブランド)③流通事業(フード・デリバリー事業)の更なる改善の促進、採算事業への資源・人的リソースの集中投下を行う事で、黒字転換を図ってまいります。各事業セグメント別の取組は下記となります。

「 小売事業]

不採算店 12 店舗の閉鎖実施(2025 年第 1 半期に実施予定)及び、地方圏において「飛び地」となっている店舗に近接するドミナント出店を加速します。また、「小僧寿し」ブランドの新たな収益モデルの構築を目的として、ショッピングモール等へのストアイン型店舗の積極的な開発を推進してまいります。

「 飲食事業]

当社グループの収益において、中核事業会社であるアスラポートが展開する「とり鉄」「どさん子」「キムカツ」「ぢどり亭」「陳麻家」の5ブランドにおける新店出店の実施、メキシカン・ファストフードの「TacoBell」の更なる新店出店の実施等、当連結会計年度以上の新店出店を企図しております。

[流涌事業]

フード・デリバリー店「Delis」における不採算店 11 店舗(一部の休業店舗を含む)の閉鎖実施(2025年 12 月期第 1 四半期に実施予定)、及び、フードデリバリーサービスの多様性をもたらす自社システムの外販促進、加盟開発による新たな収益事業を創出致します。

[海外事業]

2024年6月に連結子会社とした SUSHI BOY, INC. を中心とした、北米圏の更なる店舗開発、及び、英国における日本食品会社である Japan Centre との協業による、当社グループ食材の輸出販売、並びに、英国圏における店舗の出店を進める事で、海外事業の拡大化を図ります。

なお、2024年12月期における当社グループの各事業セグメントの業績は下記となっております。

(単位:千円)

	報告セグメント				and the state of t	連結財務諸表	
	小売事業	流通事業	飲食事業	計	調整額	計上額	
売上高	4, 551, 206	10, 386, 644	5, 354, 035	20, 281, 885	△2, 172, 108	18, 109, 777	
セグメント利益 又は損失 (△)	△206, 149	$\triangle 133,745$	△87, 436	△427, 330	32	△427, 298	

(2024年12月期通期累計期間の業績を参照)

上記の事業セグメント別の業績における主要各事業会社のセグメント利益は、①小僧寿し(小売事業セグメント) △68 百万円、②アスラポート(飲食事業セグメント) 42 百万円、TBJ(飲食事業セグメント) △69 百万円、④Asrapport France SAS(飲食事業セグメント) △24 百万円、⑤歩兵インターナショナル株式会社(飲食事業セグメント) △23 百万円、⑥デリズ(流通事業)となっており、各事業会社の収益構造には大きく差が生じております。この中で、2024 年 12 月期において、①小僧寿し、及び⑥デリズにおいては、不採算事業店舗を合わせて 20 店舗超閉鎖の決定を行ったことで、2025 年 12 月期以降に大きな収益改善を見込んでおります。また、第 14 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び行使によって調達し

た資金を以て、当社は小僧寿しにおける、地方圏のドミナント出店戦略にかかる出店費用に充当する方針を掲げており、当該方針に沿い、2024年11月に、四国・関西圏において18店舗のFC加盟店の直営化を実施するなど、収益改善に向けた取組みを進めております。小僧寿しにおいては引き続き、地方圏を中心としたエリア出店戦略を進めることで、更なる収益の改善が見通されます。

飲食事業におきましては、「とり鉄」「どさん子ラーメン」「キムカツ」等の直営・FC 事業の展開を行うアスラポートが収益化を果たしており、2024 年 12 月期においては、本格四川麻婆豆腐と担々麺を提供する「陳麻家」ブランドの出店も開始いたしました。同社においては、継続的に新規出店を進めることで、更なる事業成長を企図しております。一方で、メキシカン・ファストフードを提供する「TacoBell」においては、2024 年 12 月期において、3 店舗の出店を実施し、当該店舗の平均月商高は 10 百万円を大きく超える等、堅調な推移を示しておりますが、未だ本部コストの吸収には至っておらず、損失を計上しております。そのため、更なる店舗の開発、またそれによる流通網の効率化による商材・配送コストの低減を図ることで、更なる収益改善を図る予定です。

海外事業におきましては、欧州圏を中心に損失計上が続いている中で、2024年12月期におきましては、 更なる事業成長因子の創出を企図した海外事業への積極的な投資を実施し、2024年5月には、北米に飲食 店を展開する ASRAPPORT DINING USA, INC.、及びその連結子会社である SUSHI BOY, INC. を連結子会社とす ることで、新たに北米圏を事業エリアとして拡充いたしました。2024年12月期における両社の損益連結 は3か月間に留まるものの、約8百万円の利益貢献を果たしております。また、2024年6月には、英国へ の事業進出を企図して、英国現地法人である Kozosushi UK への出資を介して、同社の連結子会社であり、 英国の日本食品会社である Japan Centre を持分法適用関連会社とすることで、英国圏の事業展開に向けた 地盤を確保いたしました。

上記の状況から、当社の 2025 年 12 月期以降の海外事業戦略と致しましては、① 欧州圏の損失事業会社の黒字転換、②北米圏の利益創出会社の更なる出店開発、③英国圏への本格的な事業進出の 3 軸の戦略を想定しております。

上記に記載するとおり、当社の主力事業セグメントである1) 小売事業(本部を含む)、2)飲食事業(海外事業を含む)、3)流通事業の不採算事業の改善により、黒字転換へ向けた取組みを進めていく中で、新たに、2)飲食事業への資源・人的リソースの集中投下が必要となることから、本新株予約権の発行による資金調達により得た資金を、下記の使途へと充当する予定です。

[本新株予約権の発行により調達した資金の使途]

- ① 「TacoBell」ブランドを含む、飲食事業店舗の新規出店費用
- ② 海外事業における新規出店費用
- ③ 事業店舗改装費用

上記資金に充当することで、当社が課題として認識する事業の収益改善を進めて参ります。本件資金調達を、現在の株価水準(発行決議日前取引日の終値:18円)の中で実施する主たる理由は、上記に記載する資金充当による飲食事業及び海外事業の収益改善が、当期以降の当社グループの安定的な業績確保の為に必要不可欠であると判断したためであり、可能な限り早期に、当該資金調達の実施及び設備投資による実績基盤を構築することが適切と判断したためであります。なお、各資金使途に関しては、出店候補地の検討や改装計画の想定は進めていることから、現時点において想定される最短の資金支出時期を2025年5月と予定しております。

なお、当社は、下記「ア 本スキームの特徴 <本社債>」に記載のとおり、本新株予約権の発行と同時に、 割当予定先に対して発行価額総額100,000,000円の無担保社債(私募債)である本社債を発行する予定です。そ のため、本新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、概ね本社債の償還に用い られる見込みです。なお、当社は、本社債による調達額を上記資金に充当し、本社債が償還された後は、本新 株予約権により調達された資金を上記資金に充当する予定です。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

<本新株予約権>

① 資金調達方法の概要

当社は、資金調達に際し、複数の証券会社から資本性調達手段について提案を受け、直接金融で調達できる方法

を検討してまいりました。このため、下記「(他の資金調達方法との比較)」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また下記「(本スキームのメリット)」及び「(本スキームのデメリット)」を総合的に勘案した結果、新株予約権(本新株予約権)の発行を行う資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たし、かつ、当社の企業価値向上に資するものとして、現時点における最良の選択であると判断いたしました。また、割当予定先は株券貸借を活用して行使・売却を繰り返して調達を進めていくことが想定されますが、かかる手法は一般的なものであり、調達をスムーズに行うためには必要なことであると判断しております。

なお、本スキームにより発行される本新株予約権の特徴については、以下のとおりです。これらの点を勘案し、 上記のとおり本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。

(本スキームの商品性)

ア 本スキームの特徴

<行使価額の修正条項>

(i) 第15回新株予約権

本スキームにおいて発行される第 15 回新株予約権の行使価額は、当初 16.6 円(発行決議日前取引日の終値の 92%相当額)ですが、第 15 回修正日に、当該第 15 回修正日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額に修正され、その後、時価に応じて行使価額が上方にも下方にも修正されることになりますが、これは、本新株予約権の行使の蓋然性を高め(株価が当初行使価額を下回って推移する状況にあっても、新株予約権の行使通知に際して行使価額が株価を下回る金額に修正されるため、新株予約権者による新株予約権の行使が期待できます。)、当社の緊急又は機動的な資金需要への柔軟な対応を可能にするとともに、株価が当初行使価額を超えて上昇する場合には、調達資金の増大が可能となることを企図したものです(新株予約権の行使通知に際して行使価額が株価に応じて当初行使価額を上回る金額にも修正されうることから、調達資金の増大が期待できます。)。また、本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日前取引日の終値の 50%に相当する 9 円であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。第 15 回新株予約権の行使期間は、3 年間(2025 年 4 月 10 日から 2028 年 4 月 10 日までの期間)です。

(ii) 第16回新株予約権

本スキームにおいて発行される第 16 回新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日の終値の 222.2%に相当する金額である 40 円で固定されており、当初においては行使価額の修正条項は適用されません。本新株予約権については、株価の上昇に伴って第 15 回新株予約権の行使後に行使が開始されることを想定しており、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇時における、発行決議時対比高い株価での資金調達を企図しております。

第 16 回新株予約権には当社の行使価額修正選択権を付帯しており、当社取締役会の決議により、第 15 回新株予約権と同様、行使価額の修正条項が適用される、行使価額修正条項付新株予約権への転換を行うことができる設計にしております。これは、行使価額を完全に固定とした場合に株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できないデメリットを回避するためであり、また、株価下落時においても行使価額が下限行使価額を上回る限りにおいては、割当予定先による第 16 回新株予約権の行使が期待され、当社の予定する資金調達を円滑に行うことが可能となると判断したためです。当社取締役会は、株価が当初行使価額以下でも、当社の資金ニーズを鑑み必要と判断した場合には、当該行使価額修正選択権の行使を決議する場合があり、決議時においては速やかに適時開示を行います。なお、第 16 回新株予約権の行使期間は、第 15 回新株予約権と同様に 3 年間(2025 年 4 月 10 日から 2028 年 4 月 10 日までの期間)ですが、第 15 回新株予約権が全て行使されまたは全て取得された後に行使が可能な仕組みとなっております。

<下限行使価額の水準>

本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日前取引日の終値の 50%に相当する 9 円であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。すなわち、下限行使価額は既存株主に配慮し、直近の株価水準を大きく下回る水準での資金調達は控えつつも可能な限り早期の資金調達を促進する狙いから、発行決議日前取引日の終値の 50%に相当する金額としております。

イ 本新株予約権の取得に係る請求

本買取契約には、割当予定先は、一定の条件を満たした場合、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して 書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められ る予定です。一定の条件とは、以下の事由のいずれかが存在する場合をいいます。

- (i) いずれかの取引日において、その直前 20 連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格が、2025 年 3 月 21 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%(9円)(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 3 項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとする。)を下回った場合
- (ii) いずれかの取引日において、その直前 20 連続取引日間の当社普通株式の 1 取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均日次売買代金が、2025 年 3 月 21 日 (なお、同日を含む。) に先立つ 20 連続取引日の当社普通株式の 1 取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買代金の 50% (7, 220, 853円) を下回った場合
- (iii) 東京証券取引所における当社普通株式の取引が5連続取引日以上の期間にわたって停止された場合 割当予定先により買取請求がなされた場合、当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日から起算して 15 取引日目の日(但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日)において、 本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る新株予約権の全部を買い取りま す。割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金 調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払 込金額と同額の金銭の支払いが必要となることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する 場合があります。

ウ 当社による本新株予約権の取得

本新株予約権について、本買取契約において、当社が発行した社債を割当予定先又はその関連会社が保有する期間を除き、会社法上の規定に従い、当社取締役会の決議により、残存する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができるものとされているため、資本政策の柔軟性を確保できます。

これにより、将来的に当社の資金調達ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できる他、資本政策の柔軟性が確保できます。

また、当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第 273 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。加えて、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権6 (当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

エ 本新株予約権の譲渡

本買取契約に基づいて、割当予定先とその関連会社間で譲渡する場合を除き、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となります。

<本社債>

また、当社は、本新株予約権の発行と同時に割当予定先に対して、契約上で規定されている標準的な前提条件の充足を条件として、以下に記載の「本社債の概要」記載の内容にて発行価額総額 100,000,000 円の本社債を発行することを予定しております。当社と本社債の社債権者である割当予定先の間で締結される予定の社債買取契約(以下「本社債買取契約」といいます。)において、本社債権者は、本社債発行日より6か月間は、償還金額の累計額が本新株予約権の行使により割当予定先から当社に払い込まれた金額の累計額を超えない範囲でのみ、本社債の一部又は全部の期限前償還を請求することができるとされ、本社債発行日より6か月を経過後は、償還金額の上限なく、本社債の償還を請求することができるとされております。

本新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、概ね本社債の償還に用いられる見込みです。本新株予約権は、将来の当社普通株式の株価の動向次第では行使がされない場合も有り、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなるか、又は当初の想定調達額を下回る可能性があります。しかしながら、本社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達が証券の発行時に可能となり、当社の手元資金の流動性の厚みも増すことから、外部環境や市況を含めた本件調達資金における資金使途の実行時期の早期化など、柔軟な対応が可能となるため、割当予定先にて新株予約権の行使を待たずに提供可能な限度額を踏まえて協議を行い、本新株予約権に加えて、上記額面総額の本社債を同時に発行することを決議いたしました。なお、本新株予約権の発行要項に規定される取得事由が生じた場合や当社が割当予定先より、本新株予約権の買取請求を受けた場合、本第三者割当契約の解除事由が発生した場合等には、当社はその時点で残存する本社債を期限前償還するものとされており、この期限前償還を実施する場合には、かかる償還に必要な資金を当社は別途手当する必要があります。かかる償還が必要となった場合、現状、当該償還に係る費用は、手元資金から充当する予定であります。

本社債の概要

1. 名称 KOZO ホールディングス株式会社第2回無担保社債

2. 社債の総額 金100,000,000円

第1トランシェ発行社債総額 金50,000,000円 第2トランシェ発行社債総額 金50,000,000円

本社債は、発行要項に従い、上記2回の各トランシェによって発行されます。

3. 各社債の金額 金2,500,000円

4. 払込期日 第1トランシェ発行期日 2025年4月9日 第2トランシェ発行期日 2025年5月9日

5. 償還期日 2026年4月8日

6. 利率 0%

7. 発行価額 額面 100 円につき金 100 円8. 償還価額 額面 100 円につき金 100 円

9. 償還方法

本社債買取契約上、本社債権者は、本社債発行日より6か月間は、当社に対し遅くとも5取引日前までに通知をすることで、本社債の償還金額の累計額が本新株予約権の行使により割当予定先から当社に払い込まれた金額の累計額を超えない範囲でのみ、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを求めることができるとされております。また、本社債権者は、本社債発行日より6か月を経過後は、当社に対し遅くとも5取引日前までに通知をすることで、償還金額の上限なく、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを求めることができるとされております。当社は、本社債権者に対し遅くとも20営業日前までに通知をすることで、いつでも、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを本社債権者に対して請求することができます。本新株予約権の発行要項に規定される取得事由が生じた場合や当社が割当予定先より本新株予約権の買取請求を受けた場合、本第三者割当契約に従って同契約が解除された場合等には、当社はその時点で残存する本社債の元本の全部又は一部を期限前償還するものとされております。

10. 総額引受人 マッコーリー・バンク・リミテッド

(本スキームのメリット)

ア 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的である当社普通株式数は 59,800,000 株で固定されており、最大交付株式数が限定されております(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。)。そのため、本新株予約権の行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える発行済株式総数の増加が生じるおそれはありません。

イ 株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の終値を基準として修正される仕組みとなっており、上方修正も予定されていること、また、下記「6.割当予定先の選定理由等(3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、割当予定先と締結する本買取契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されることから、株価への影響の軽減が図られると考えております。

ウ 資金調達及び資本政策の柔軟性が確保されていること

本新株予約権の行使価額については、各修正日以降、行使価額が当社株価より低い価額に修正されることになります。本新株予約権の行使価額が当社の株価を基準として修正されることにより、当社は、株価下落時における本新株予約権の行使の蓋然性を高め、または株価上昇時における調達資金の最大化を図ることで、資金調達の柔軟性に配慮しております。

また、当社は、資本政策の変更が必要となった場合、上記「(本スキームの商品性) ウ 当社による新株予約権の取得」に記載のとおり、当社が割当予定先に対して本買取契約において定める債務以外のいかなる債務も負わない場合には、当社取締役会の決議により、残存する本新株予約権の全部又は一部をいつでも、それぞれの払込金額にて取得することができ、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保できます。

エ その他

下記「6.割当予定先の選定理由等 (3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有しておりません。

(本スキームのデメリット)

- ① 本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日前取引日の終値の50%に相当する9円(但し、本新株予約権の下限行使価額については、本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されるものとします。)に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。
- ② 本新株予約権の行使価額は下方にも修正され得るため、調達額が当初予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ③ 割当予定先は、下記「6.割当予定先の選定理由等 (3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思は有しておらず、取得する当社普通株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社普通株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ④ 当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑤ 第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募る という点において限界があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ② 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」といいます。)は、様々な商品設計が考えられますが、 一般的には割当予定先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して 転換価額が修正されるCB(いわゆる「MSCB」)では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定さ

れるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

- ③ 第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。これと比較して、新株予約権の場合には、権利行使のタイミングを分散させることができ、希薄化を分散させることが可能です。
- ④ 借入による資金調達は既に実施しており、今後の資金調達を借入による方法で継続することは利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。また、自己資本比率の改善や有利子負債の削減という会社の目標とも合致しません。社債のみの資金調達も、借入による資金調達と同様、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれ、自己資本比率の改善や有利子負債の削減という会社の目標とも合致しません。また、当社への資金提供にあたり、割当予定先には本新株予約権を伴わない本社債のみの買取を行う意向はないとのことで、社債のみの発行を検討する余地はありませんでした。
- ⑤ 当社は2021年10月29日付「募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」にて、2021年11月19日付で4,940,000個(1個につき1株)の有償ストック・オプションを発行しております。当該有償ストック・オプションの強制行使の発動条件である『当社の普通株式の株価終値の連続する21営業日の平均値が行使価額(47円)に50%を乗じた価額(23.5円)を下回った場合』に抵触しており、新株予約権者は行使期間の終期(2031年10月29日)までに行使価額47円で行使しなければならなくなっていることから、当該新株予約権の発行目的のひとつである株価の低下を招いた経営責任という観点から当社取締役会において強制行使による資金調達について検討いたしました。一方、上記のとおり、当該資金調達の充当による、小売事業・飲食事業の収益改善が、当社グループの安定的な業績確保の為に、必要不可欠と判断する中で、対象とする有償ストック・オプションの設計上、行使期間末までの期間猶予を残していることから、現時点における行使を強制することが困難であり、資金調達の蓋然性の判断が困難であるため、有償ストック・オプションの行使による資金調達は不確実性が高いと判断しております。
- ⑥ いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、株主による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額(差引手取概算額)

1	本新株予約権に係る調達資金	1, 115, 610, 000円
	本新株予約権の払込金額の総額	5, 930, 000円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1, 109, 680, 000円
2	発行諸費用の概算額	4,700,000円
3	差引手取概算額	1, 110, 910, 000円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額(5,930,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(1,109,680,000円)を合算した金額であります。
 - 2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

- 3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、調査費用の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計 1,110 百万円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。

1) 第15回新株予約権の新規発行による手取金の使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 「TacoBell」ブランドを含む、外食	490	2025年5月~
店舗の新規出店費用	490	2027年12月迄
② 海外事業における新規出店費用	200	2025年5月~
② 海外事業にわける利規山店賃用	300	2027年12月迄
② 東米広妹が壮弗田	100	2025年5月~
③ 事業店舗改装費用	120	2027年12月迄
(合計)	910	_

- (注) 1. 本新株予約権の行使により調達された資金のうち、100 百万円については、本社債の償還資金として充当される予定です。もっとも、本社債の発行により調達された資金は、上記①及至③のうち実施時期が早い事項に充当される予定ですので、上記においては本新株予約権の行使により調達される資金の実質的な使途を記載しています。
 - 2. 上記資金使途は 2027 年 12 月までの予定を記載したものであり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途については、変更される可能性があります。また、市場における当社株価や出来高等の動向等によっては、本新株予約権の全部又は一部が行使されず、その結果十分な資金を調達できない場合もあります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、上記①、②、③の優先順で充当する予定であり、不足分について自己資金又は他の資金調達により充当するか否かについては現時点では未確定であります。なお、資金使途の内容や支出予定時期が変更となる際は、別途その詳細を開示する予定です。
 - 3. 支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定でおります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 「TacoBell」ブランドを含む、外食店舗の新規出店費用

「TacoBe11」ブランドを含む、現時点における外食店舗の出店店舗数は、265店舗(直営26店舗、FC店239店舗)となっており、2024年12月期においても、第14回新株予約権の発行及び行使によって調達した資金を用いた設備投資の実施により、「TacoBe11」ブランド店舗を3店舗、その他飲食事業店舗を2店舗、新たに出店を実施致しました。外食店舗の属する「飲食事業セグメント」は、主に、アスラポート、TBJその他1社によって構成されており、アスラポートは当社グループの中において最も収益性の高い事業会社であり、2024年12月期においては約80百万円の営業利益を創出しております。一方で、メキシカン・ファストフードの「TacoBe11」ブランドを展開するTBJにおいては、同年に3店舗の新規出店を致しましたが、当該店舗の収益性を加味しても、本部コストの吸収には至っておらず、約69百万円の営業損失を計上しております。この状況の改善を行う為、アスラポートにおいては更なる新店出店による収益の拡大を企図し、TBJにおいては、更なる新店出店により、黒字への転換を企図していることから、当該新店出店費用として、4億90百万円の投資を想定しております。なお、新規出店の内訳としては、下記の計11舗の出店を予定しております。

1) 「TacoBell」の新店出店 : 4店舗 合計 約3億10百万円

 2026年12月期
 : 2店舗
 合計
 約1億55百万円

 2027年12月期
 : 2店舗
 合計
 約1億55百万円

2) アスラポートにおける飲食事業店舗の新規出店 : 7店舗 合計 約1億80百万円

2025年12月期 : 7店舗 合計 約1億80百万円

② 海外事業における新規出店費用

2024年12月期において、当社は更なる事業成長因子の創出を企図した、海外事業への積極的な投資を実施しております。2024年5月には、当社グループの飲食事業の主力事業会社であるアスラポートにおいて、北米に飲食店を展開するASRAPPORT DINING USA, INC. 及びその連結子会社であるSUSHI BOY, INC. を連結子会社としたことから、現時点における当社の現時点における当社の海外事業の出店店舗数は、欧州 (フランス・パリ) において、2店舗、北米において、10店舗の出店を行っております。また、2024年6月には、英国への事業進出を企図して、英国現地法人であるKozosushi UKへの出資を介して、同社の連結子会社であり、英国の日本食品会社であるJapan Centreを持分適用関連会社とすることで、当社は欧州・北米における事業展開の地盤を確保致しました。

2025年12月期以降においては、確保した地盤を基に更なる事業展開を想定しており、下記の設備投資を予定しております。

- 1) フランスにおける日本食小売店舗の新店開発 : 約50百万円
- 2) フランスにおける現運営店舗の拡張及び寿し業態専門店の併設 : 約50百万円
- 3) 英国における JapanCentre 内の寿し店の併設 : 約50百万円
- 4) 北米における飲食事業店舗の開設 : 約1億50百万円

上記、当社の連結子会社である、Asrapport France ACA、ASRAPPORT DINING USA, INC.、SUSHI BOY, INC. 及び持分法適用会社である Kozosushi UK、Japan Centre との連携による事業開発を企図し、合計 3 億円の資金支出を予定しております。

③ 事業店舗改装費用

上記に記載致しましたとおり、当社の外食店舗の出店店舗数は現時点において265店舗(直営26店舗、FC店239店舗)となっております。特に直営店舗においては、改装によって収益性が大きく向上される想定の店舗が存在しており、また老朽化した店舗の修繕による収益保全も重要な問題と認識しております。

「TacoBell」の渋谷道玄坂店に関しては、地下及び1階層の2層を用いた店舗運営を実施しておりますが、地下階層部分の活用頻度が減少していることから、当社飲食事業のブランドへと地下階層部分の業態転換を検討しており、当該改装費用として80百万円を想定しております。これにより、固定賃料に対する収益率は大幅に改善される想定であります。

また、居酒屋業態の「とり鉄」においては、店舗の老朽化に伴う修繕が必要となっており、当社グループの中においても重要な収益事業店舗である「とり鉄」店舗の修繕に、合計8店舗で40百万円の当該調達資金を充当する予定です。

2) 第16回新株予約権の新規発行による手取金の使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①「TacoBell」ブランドを含む、外食店舗 の更なる新規出店費用	200	2028年1月~2028年12月
(合計)	200	_

④ 「TacoBell」ブランドを含む、外食店舗の新規出店費用

第16回新株予約権の行使が予定通り行使された場合においては、更に2億円の資金調達を予定しております。 当社では、同資金調達が予定通り完了した場合、上記に記載する1)「TacoBell」の新店出店の完了後、更に3 店舗の新店出店を行う事を企図しており、現段階では本計画の実施を、2028年1月から12月の期間内に実施する ことを想定しております。

なお、当社は 2022 年 11 月 4 日付、第 12 回・第 13 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び、2024 年 1 月 17 日付第 14 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行を決議しております。各回の新株予約権の行使による調達資金及び資金の充当状況は下記となっております。

1) 第12回·第13回新株予約権(行使価額修正条項付)

調達予定額 : 5億38百万円 調達額 : 4億18百万円

発行時における当初の資金使途	① 「2022年11月24日締結の無担保ローン契約により調達した借入
	金の返済」 2億50百万円
	② メキシカン・ファストフードブランド 「TacoBell」及び「デリ
	バリーの DEPO (物流拠点)」となる店舗の開設費用 2億50百万
	円
	③ 小僧寿しの「宅配寿し」機能付加のための設備 投資費用 38百
	万円
現時点における充当状況	現時点において、①に関しては充当を完了しております。②に関し
	ては、調達額が当初調達予定額を下回ったことから、調達額から①
	の資金使途額を除きました、1億68百万円を②に充当完了しており
	ます。

2) 第14回新株予約権(行使価額修正条項付)

調達予定額 : 6億25百万円 調達額 : 5億96百万円

师 之版 : 0 版 0 日 7 1 1	
発行時における当初の資金使途	① 小売事業「小僧寿し」の新店出店費用 4億25百万円
	② 飲食事業店舗の新店出店費用 2億円
現時点における充当状況	現時点において、①に関しては、2024年11月度に「小僧寿し」FC
	店の直営化を実施した際、計19店舗の取得費用として、現時点ま
	でに合計88百万円を充当しております。②に関しては、国内・海
	外を含めて合計4店舗の出店費用として、合計1億9百万円を充
	当しております。

当社は、2024年9月迄の間に、当該新株予約権の行使により、累計5億96百万円の資金調達を行い、当該新株予約権の行使は完了しております。当初想定である6億25百万円を下回る調達資金となっておりますが、当初計画通りの資金支出を進めております。第14回新株予約権の調達資金が当初予定を下回ったことから、当社と致しましては、①への資金充当を優先する予定であるとともに、不足資金に関しては、当該新店出店によって改善が見込まれるキャッシュ・フローの中で、不足資金の充当を進める事を検討しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由 (1)資金調達をしようとする理由」のとおり、本資金調達により調達する資金は、今後の当社の企業価値向上に資するものであり、資金使途は合理的なものであると判断しております。従って、本資金調達は、中長期的な当社の企業価値の向上により、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の払込金額の決定に当たり、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者:代表取締役 能勢元)に依頼しました。

当社は、当該算定機関が下記の前提条件を基に算定した評価額(第15回新株予約権は1株あたり0.1円、第16回新株予約権は1株当たり0.09円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、第15回新株予約権は10円、第16回新株予約権は9円としました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、発行決議日前取引日の市場環境、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社普通株式

の株価(18円)、当社普通株式のボラティリティ(26.36%)、予想配当率(0%)、無リスク利子率(0.912%)、割当予定先は株価が権利行使価額を上回る場合に出来高の一定割合の株数の範囲内で随時権利行使及び売却を行うこと等を含みます。)を置き本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断しております。また、本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、算定機関における算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

本新株予約権の行使価額は、第15回新株予約権は、当初16.6円(2025年3月21日(発行決議日前取引日)の終値の92%相当額)とし、第16回新株予約権は、当初、40円(2025年3月21日(発行決議日前取引日)の終値の222.2%相当額)としました。第15回新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向、株価変動リスク等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、近時の同種案件にみられるディスカウント水準も参考に割当予定先のリスク許容度を踏まえて、8%としました。第16回新株予約権の40円という行使価額は、第15回新株予約権の行使により調達した資金による事業遂行等によって当社が事業規模を拡大し株価が上昇していた場合において、割当予定先が第16回新株予約権を行使することでキャピタルゲインを得るというメリットを享受でき、また、当社も事業規模拡大のためのさらなる資金調達を可能にするというメリットが享受できるという観点から、当社と割当予定先との間の交渉を経て決定したものです。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役3名)から、監査役全員一致の意見として、上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役会の判断について、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数は、59,800,000株(議決権数598,000個)であり、今回の資金調達により、2024年12月31日現在の総議決権数2,397,796個に対して最大24.93%(小数点以下第3位を切り捨て)の希薄化、及び2024年12月31日現在の発行済株式数239,821,340株に対して最大24.93%(小数点以下第3位を切り捨て)の希薄化が生じます。

当社は過去3か年におきましても、新株式の発行及び新株予約権の第三者割当増資の実施により、下記の取組みを進めてまいりました。

L第二者割当增貸	€による新株式の発行と	調達貸金の充当状况」
4/ >1 =	+ +	部本次人の佐

		, <u> </u>			
払込日	内容	調達資金の額	資金使途 (実施内容)		
2022年7月1日	新株式の発行	518, 496, 000 円	アスラポート株式会社の株式取得		
2022年7月1日	新株式の発行	24, 999, 975 円	有利子負債とのデット・エクイティ・ スワップの実施		
2022年11月21日	第 12 回及び第 13 回 新株予約権の発行	417, 797, 975 円	① 有利子負債2.5億円の返済② 飲食店「TacoBell」ブランド店 舗等の出店費用1.68億円の充当		
2024年1月17日	第 14 回 新株予約権の発行	596, 748, 000 円	 ① 「小僧寿し」ブランドにおける ドミナント出店費用 88百万円 の充当 ② 飲食事業店舗の新店出店費用 1.09億円の充当 (現時点の未充当額 3.99億円) 		
	(調達合計額)	1,533,041,975円	-		

上記の実施に伴い、74,969,575 株の新株式を発行したことによる希薄化が生じております。2024 年 12 月期において、当社グループの連結業績は損失から脱しておりませんが、上記に記載する第三者割当増資の実施は、①財務基盤の強化を目的とした有利子負債の圧縮、②新たな収益の柱となる事業の創出及び当該事業への集中的な資源の投下による事業規模の拡大の2点であり、この実施により当社グループの事業ポートフォリオは拡大してお

ります。また、2024年12月期においては、外部環境や市況の変遷に伴い、不採算となっている店舗の閉鎖を決定し、事業の拡大と不採算の縮小の実施による、事業ポートフォリオの整備、及び収益性の向上に向けた取組みを進めております。

当社は当該資金調達により、上記「2.募集の目的及び理由 (1)資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、この新たな取り組みは、当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるものであることから、今回の資金調達は、これに伴う希薄化を考慮しても、既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の目的である当社普通株式数59,800,000株に対し、当社普通株式の過去6か月間における 1日当たり平均出来高は1,017,136株であり、一定の流動性を有していることからも、本新株予約権の発行は、市 場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1)割当予定先の概要

割当予定先の概要及び当社と割当予定先との間の関係は、別途時点を明記していない限り本プレスリリース提出日現在におけるものであります。

(1) 名 称 マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited) (2) 所 在 地 Level 1, 1 Elizabeth Street, Sydney NSW 2000 Australia (3) 代表者の役職・氏名 会長 G. R. スティーブン AC (G. R. Stevens AC) (EO S. グリーン (S. Green) (4) 事業内容商業銀行 (5)資本金 10,184百万豪ドル (1,004,244百万円/2024年3月31日現在) (6)設立年月日 1983年4月26日 (7)発行済株式数 普通株式696,603,664株 (2023年3月31日現在) (8)決算期3月31日 (9)従業員数 15,990人 (2023年3月31日現在) (10)主要取引先個人及び法人					
(Macquarie Bank Limited) (2) 所 在 地 Level 1, 1 Elizabeth Street, Sydney NSW 2000 Australia 会長 G. R. スティーブン AC (G. R. Stevens AC) CEO S. グリーン (S. Green) (4) 事業内容商業銀行 (5)資本金 10,184百万豪ドル (1,004,244百万円/2024年3月31日現存 (6)設立年月日 1983年4月26日 (7)発行済株式数 普通株式696,603,664株 (2023年3月31日現在) (8)決算期3月31日 (9)従業員数 15,990人 (2023年3月31日現在)					
(3) 代表者の役職・氏名 会長 G. R. スティーブン AC (G. R. Stevens AC) CEO S. グリーン (S. Green) (4) 事業内容商業銀行 (5)資本金 10,184百万豪ドル (1,004,244百万円/2024年3月31日現存 (6)設立年月日 1983年4月26日 (7)発行済株式数 普通株式696,603,664株 (2023年3月31日現在) (8)決算期 3月31日 (9)従業員数 15,990人 (2023年3月31日現在)					
CEO S. グリーン (S. Green) (4) 事業内容 商業銀行 (5) 資本金 10,184百万豪ドル(1,004,244百万円/2024年3月31日現存) (6) 設立年月日 1983年4月26日 (7) 発行済株式数 普通株式696,603,664株(2023年3月31日現在) (8) 決算期 3月31日 (9) 従業員数 15,990人(2023年3月31日現在)	<u>*</u> ±)				
(4) 事業内容 商業銀行 (5) 資本金 10,184百万豪ドル(1,004,244百万円/2024年3月31日現存) (6) 設立年月日 1983年4月26日 (7) 発行済株式数 普通株式696,603,664株(2023年3月31日現在) (8) 決算期 3月31日 (9) 従業員数 15,990人(2023年3月31日現在)	王)				
(5) 資本金 10,184 百万豪ドル (1,004,244 百万円/2024 年 3 月 31 日現在 (6) 設立年月日 1983 年 4 月 26 日 (7) 発行済株式数 普通株式 696,603,664株 (2023 年 3 月 31 日現在) (8) 決 算 期 3 月 31 日 (9) 従業員数 15,990人 (2023 年 3 月 31 日現在)	主)				
(5) 資本金 10,184百万豪ドル (1,004,244百万円/2024年3月31日現7 (6) 設立年月日 1983年4月26日 (7) 発行済株式数 普通株式696,603,664株 (2023年3月31日現在) (8) 決 算 期 3月31日 (9) 従業員数 15,990人 (2023年3月31日現在)	生)				
(6) 設立年月日 1983年4月26日 (7) 発行済株式数 普通株式696,603,664株 (2023年3月31日現在) (8) 決 算 期 3月31日 (9) 従業員数 15,990人 (2023年3月31日現在)					
(8) 決 算 期 3月31日 (9) 従 業 員 数 15,990人 (2023年3月31日現在)					
(8) 決 算 期 3月31日 (9) 従 業 員 数 15,990人 (2023年3月31日現在)					
(10) 主 要 取 引 先 個人及び法人					
(11) 主要取引銀行 —					
(12) 大株主及び Macayaria P. H. Pty I td. 100%					
持株比率 Macquarie B. H. Pty Ltd. 100%	Macquarie B.H. Pty Ltd. 100%				
(13) 当事会社間の関係					
資 本 関 係 当社は当該会社に 2024 年 2 月 2 日に第 14 回新株予約権を発	当社は当該会社に 2024 年 2 月 2 日に第 14 回新株予約権を発行して				
おります。上記新株予約権は全て行使済みです。その他、当社	:と当該				
会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当	会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関				
係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間に	係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特				
筆すべき資本関係はありません。					
人 的 関 係 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありませ	ん。ま				
た、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係	会社と				
の間には、特筆すべき人的関係はありません。					
取 引 関 係 当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありませ	ん。ま				
た、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係	-				
	の間には、特筆すべき取引関係はありません。				
関連当事者への 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該	会社の				
該 当 状 況 関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態					
決算期 2022 年 3 月期 2023 年 3 月期 2024 年 3 月	期				
連 結 純 資 産 1,515,780百万円 1,825,371百万円 2,108,380	百万円				
連 結 総 資 産 29,494,618 百万円 29,671,515 百万円 33,543,473	百万円				
1株当たり連結純資産(円) 1,759.74 2,620.39 3,	026.66				
連 結 純 収 益 805,975 百万円 1,147,225 百万円 1,140,523	百万円				

連	結	営	業	利	益	309, 348 百万円	485, 313 百万円	401,836 百万円
連	結	当	期	利	益	229, 206 百万円	350, 239 百万円	287, 152 百万円
1 棋	当た	り連約	吉当期	利益	(円)	350. 15	510.77	412. 22
1 柞	朱当 7	たり	配当	金(円)	0.00	353. 94	294. 30

上記の「最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、2022年3月期は、2022年3月31日 現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=92.00円、2023年3月期は、2023年3月31日現在の外国為替相場の 仲値である1豪ドル=89.69円、2024年3月期は、2024年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル= 98.61円に換算し記載しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本資金調達にあたり、割当予定先を含む複数の証券会社に相談したところ、これらの証券会社から資本性調達手段の調達手法について提案を受けました。これらの提案につき、比較検討した結果、2024年9月頃に割当予定先の斡旋を行うマッコーリーキャピタル証券会社(所在地:東京都千代田区紀尾井町1番3号、日本における代表者:渡邊 逐二)から割当予定先からの資金調達のストラクチャー・基本条件の提案、その後の面談の過程で設計されたスキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす有効なファイナンス手法であると判断し、割当予定先が、同種のファイナンスにおいて実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

(注) 割当予定先に対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会 社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規 則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。割当予定先と締結する本買取契約において、割当予定先とその関連会社間で譲渡する場合を除き、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。実際に譲渡が行われた際は、当社は当該事実の開示を行う方針であります。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、本買取契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権について、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される普通株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使(以下「制限超過行使」)といいます。)を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、以下の内容を本買取契約で締結する予定です。

- ① 割当予定先が制限超過行使を行わないこと
- ② 割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと
- ③ 割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記 ①及び②に定める事項と同様の内容を約させること
- ④ 割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること
- ⑤ 当社が割当予定先による制限超過行使を行わせないこと
- ⑥ 当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと

また、本買取契約において、エクイティ性証券の発行の制限が定められる予定です。当社は、本買取契約締結日から、1)本新株予約権の行使期間の満了日、2)当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合に

は、当該行使が完了した日、3)当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び4)本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、原則として、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券等を発行してはなりません。但し、当社がストック・オプション又は譲渡制限付株式を発行する場合や、当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合等、一定の取引類型については適用されません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の2024年度のアニュアルレポート(豪州の平成13年(2001年)会社法(英名: Corporations Act 2001)に基づく資料)により、2024年3月31日現在の新株予約権割当予定先単体の現金及び現金同等物が48,127百万豪ドル(円換算額:4,745,803百万円)、参照為替レート:98.61円(株式会社三菱UFJ銀行2024年3月29日時点仲値))であることを確認しており、払込み及び本新株予約権の行使に必要かつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込み及び行使に支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

新株予約権の発行に伴い、当社大株主である株式会社JFLAホールディングスは、その保有する当社普通株式の一部について割当予定先への貸株を行う予定です(貸借株数:3,000,000株)。割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他の処分をしないものとする旨、上記貸主との貸株契約書において定めております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証明する第三者調査機関である株式会社TMR(東京都千代田区神田錦町1丁目19番1号 代表取締役 高橋 新治)に割当予定先、並びに、G.R. Stevens AC氏、S. Green氏ついて調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年3月19日、割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(2024年12月3	1日現在)	
氏名	持株数(株)	持株比率(%)
檜垣 周作	17, 637, 000	7. 35
株式会社アスラポート	13, 512, 000	5. 63
東京短資株式会社	4, 000, 000	1.67
株式会社 JFLA ホールディングス	2, 973, 011	1.24
有賀 礼	1, 850, 500	0.77
荒井 豊	1, 500, 000	0.63
楽天証券株式会社	1, 443, 900	0.60
田中 秀夫	1, 390, 000	0. 58

マネックス証券株式会社	1, 303, 053	0. 54
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	1, 245, 000	0.52

- (注) 1. 持株比率は、2024年12月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
 - 2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 - 3. 割当予定先による本新株予約権の保有目的は純投資であり、割当予定先は、取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による当社普通株式の長期保有は約束されておりませんので、割当後の持株比率の記載はしておりません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2)調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社グループの中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものと考えております。また、今回の資金調達による 2025 年 12 月期の当社の業績に与える影響に関して、開示すべき事項が発生しましたら速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位: 千円)

(1) 取近5十回り未順(圧陥)			(+ ・
决算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売上高(千円)	10, 293, 672	13, 054, 179	18, 109, 777
営業損益(千円)	△613, 958	△237, 150	△427, 298
経常損益(千円)	△581, 306	△213, 619	△459, 116
親会社株主に帰属する当期純損益 (千円)	△953, 566	△338, 526	△782, 648
1株当たり当期純損益(円)	△5. 48	△1.66	△3. 44
1株当たり配当金(円)	_	_	_
1株当たり純資産額(円)	2. 17	1.30	0.44

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2024年12月31日現在)

		株式数	発行済株式数に対する比率	
発行済株式数	普通株式	239, 821, 340 株	100%	
現時点の転換価額(行使価額)		1/1:	0/	
における潜在株式数		一株	-%	
下限値の転換価額(行使価額)				
における潜在株式数		_	_	
上限値の転換価額(行使価額)	3, 600, 000 株		1.5%	
における潜在株式数			1. 5 %	

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
始 値	35 円	18 円	19 円
高 値	40 円	28 円	25 円
安 値	17 円	17 円	17 円
終値	19 円	19 円	19 円

⁽注) 各株価は、東京証券取引所(スタンダード)におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

		10 月	11月	12 月	1月	2月	3月
始	値	20 円	19 円	18 円	19 円	18 円	18 円
高	値	20 円	23 円	19 円	19 円	19 円	19 円
安	値	18 円	18 円	17 円	18 円	17 円	17 円
終	値	19 円	19 円	19 円	18 円	18 円	18 円

- (注) 1. 各株価は、東京証券取引所(スタンダード)におけるものであります。
 - 2. 2025年3月の株価は、発行決議日前取引日である2025年3月21日時点の株価を記載しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2025年3月21日
始 値	18 円
高 値	18 円
安 値	17 円
終値	18 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株式の発行

払 込 期] []	2022年7月1日
調達資金	の額	518, 496, 000 円
		全額現物出資の方法によります。
発 行 個	i 額	1 株につき 33 円
募集時にま	ける	164, 851, 765 株
発 行 済 株	式 数	104, 651, 765 (%
当該募集に	よる	15,712,000 株
発 行 株	式 数	15, 712, 000 7%
募集後にま	; ける	181, 321, 340 株
発 行 済 株 式	総数	(同日に発行致しました新株式 757,575 株を含んだ株式数となります)
割当	先	株式会社アスラポート
発行時にま	; ける	租−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−
当初の資金	: 使途	現物出資のため該当事項はありません。
現時点にま	; ける	田 <u>柳山次のた</u> 込む少事ではなります!
充 当 状	況	現物出資のため該当事項はありません。

第三者割当による新株式の発行

払	込	:	期		日	2022年7月1日
調	達	資 :	金	の	額	24, 999, 975 円
						全額現物出資(DES)の方法によります。
発	行		価		額	1 株につき 33 円
募	集時	に	お	け	る	164, 851, 765 株
発	行	済 🤊	姝	式	数	104, 001, 700 7%
当	該 募	集	に	ょ	る	757, 575 株
発	行	株	Ī	t	数	191, 919 1
募	集 後	に	お	け	る	181, 321, 340 株
発	行 済	株	式	総	数	(同日に発行致しました新株式 757,575 株を含んだ株式数となります)
割		当			先	檜垣周作氏
発	行 時	に	お	け	る	田畑山次のため抜业市頂けなりませ!
当	初の	資	金	使	途	現物出資のため該当事項はありません。
現	時点	に	お	け	る	現物出資のため該当事項はありません。
充	当		状		況	光初山貝のため政コ争項はめりません。

第三者割当による第12回及び第13回株予約権の発行

車	2022年11日21日
割当日	2022年11月21日
発行新株予約権数	245, 000 個
	第 12 回新株予約権:200,000 個
	第 13 回新株予約権:45,000 個
発 行 価 額	総額 1,147,500 円(第 12 回新株予約権 1 個あたり 3.6 円、第 13 回新株予約権 1
	個あたり 9.5 円)
発行時における調達	
予 定 資 金 の 額	538, 347, 500 円
(差引手取概算額)	
割 当 先	EVO FUND
募集時における発行	101 001 040 144
済 株 式 数	181, 321, 340 株
当該募集による潜在	04 500 000 世 (女世 マグトを 1 四)ァ (キ 1 世)
株 式 数	24,500,000 株(新株予約権1個につき1株)
現時点における行使	
状 況	245,000 個全ての新株予約権を行使済
現時点における調達した	
資金の額	417, 797, 975円
(差引手取概算額)	
発行時における	① 「2022年11月24日締結の無担保ローン契約により調達した借入金の返
当初の資金使途	済」 250百万円
	② メキシカン・ファストフードブランド 「TacoBell」及び「デリバリー
	の DEPO (物流拠点) 」となる店舗の開設費用 250百万円
	③ 小僧寿しの「宅配寿し」機能付加のための設備 投資費用 38百万円
現時点における充当状況	現時点における、資金使途対する充当状況につきましては、①に関しては充当を
	完了しております。②に関しては資金調達額から①に充当した金額の差額である
	1億68百万円を全て充当致しました。

第三者割当による第14回株予約権の発行

割 当 日	2024年1月17日
発行新株予約権数	340,000 個
発 行 価 額	総額 5, 100, 000 円 (新株予約権 1 個あたり 15 円)
発行時における調達	
予 定 資 金 の 額	630, 700, 000 円
(差引手取概算額)	
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済 株 式 数	205, 821, 340 株
当該募集による潜在 株 式 数	34,000,000株(新株予約権1個につき 100株)
現時点における行使 状 況	340,000 個全ての新株予約権を行使済
現時点における調達した 資 金 の 額 (差引手取概算額)	596, 748, 000円
発行時における当初の資金使途	① 小売事業「小僧寿し」の新店出店費用 4億25百万円② 飲食事業店舗の新店出店費用 2億円
現時点における充当状況	現時点において、①に関しては合計88百万円を充当しております。②に関して
	は、合計1億9百万円を充当しております。当該新株予約権の行使により、累計
	5億96百万円の資金調達を行い、当該新株予約権の行使は完了しております。当
	初想定である6億25百万円を下回る調達資金となったことから、当社と致しまし
	ては、①への資金充当を優先する予定です。

以 上

KOZO ホールディングス株式会社第15回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

KOZO ホールディングス株式会社第15回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

2025年4月9日

3. 割当日

2025年4月9日

4. 払込期日

2025年4月9日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 54,800,000 株 (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「**割当株式数**」という。)は 100 株)とする。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数=調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後行使価額

- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(3) 号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「**本新株予約権者**」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

548,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金10円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下「**行使価額**」という。) は、 当初 16.6 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。)の前取引日(以下に定義する。但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいう。)又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の2取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とする。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社

普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を 当社が受領した日(但し、最初に当該通知を受領した日を除く。) をいう。

(2) 行使価額は9円(但し、第 11 項の規定に準じて調整を受ける。)(以下「**下限行使価額**」という。)を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

- (2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための 基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式 又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株 予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会 社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。



この場合、1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) ① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

調整後行使価額
$$=$$
 調整前行使価額 \times $=$ 時価 -1 株当たりの配当 $=$ 時価

②「1株当たりの配当」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第

456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる 配当財産の簿価を配当の額とする。)の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位 まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日から 5 取引日目以降これを適用する。
- (4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、 行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合に は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (6) 上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とすると き。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり 使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額 (調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やか

にこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年4月10日から2028年4月10日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が発行した社債を本新株予約権者又はその関連会社が保有する期間を除き、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第 273 条の規定に従って 15 取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (3) 当社は、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日(休業日である場合には、その直前 営業日とする。)に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新 株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性(ボラティリティ)、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載の通りとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上

KOZO ホールディングス株式会社第16回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

KOZO ホールディングス株式会社第16回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

2025年4月9日

3. 割当日

2025年4月9日

4. 払込期日

2025年4月9日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 5,000,000 株 (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「**割当株式数**」という。)は 100 株)とする。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数=調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後行使価額

- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(3) 号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「**本新株予約権者**」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

50,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金9円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下「**行使価額**」という。) は、 当初 40 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。)から起算して10取引日(以下に定義する。)目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降第12項に定める期間の満了日まで、本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。)の前取引日(以下に定義する。但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいう。)又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の2取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とする。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終

値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社 普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当 該日は「取引日」にあたらないものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を 当社が受領した日をいう。

(2) 行使価額は9円(但し、第11項の規定に準じて調整を受ける。)(以下「**下限行使価額**」という。)を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

- (2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合は その効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための 基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式 又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株 予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会 社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

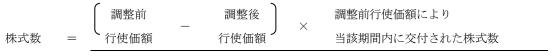
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。



調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) ① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

- ②「1 株当たりの配当」とは、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式 1 株当たりの剰余金の配当(会社法第 455 条第 2 項及び第 456 条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額をいう。1 株当たりの配当の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ③ 配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日から 5 取引日目以降これを適用する。
- (4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、 行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合に は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (6) 上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり 使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額

(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 ⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やか にこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年4月10日から2028年4月10日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が発行した社債を本新株予約権者又はその関連会社が保有する期間を除き、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第 273 条の規定に従って 15 取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (3) 当社は、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日(休業日である場合には、その直前 営業日とする。)に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新 株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は

その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性(ボラティリティ)、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載の通りとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上